

# 内科

## 診療縮小のお知らせ

多古中央病院では、現在、常勤の内科医師が2名体制のため、初診の患者さんには、紹介状をお持ちいただくようお願いしています。また、土曜日の内科外来を休診するなどして医師不足に対応してまいりましたが、平成20年1月からは、さらに内科診療を縮小し、毎週水曜日の内科外来を、予約患者さんのみの診察とさせていただきます。

大変ご迷惑、ご不便をおかけしますが、安全で安心な医療を提供するため、ご理解とご協力をお願いします。

### ■内科診療縮小の内容

水曜日の内科外来 ● 予約患者さんのみを、診察させていただきます。予約の無い方は、診察できなくなります。

土曜日の内科外来 ● 現行のとおり、休診とさせていただきます。

ご不明な点は、  
多古中央病院までお問い合わせください。  
☎(76)2211



# 国民健康保険からのお知らせ

## 会社を退職された方へ

年金証明を受け取ったら  
届出をお忘れなく!!

会社などを退職した75歳未満の方とその家族（被扶養者）は、国保の退職者医療制度によって診療を受けることになります。退職者の医療費の自己負担額は、一般の国保加入者と同じですが、給付費（医療費から自己負担額を差し引いた額）は会社等の健康保険からの交付金で賄われています。したがって、正しい適用がされないといと国保が負担する医療費は増大し、一人ひとりの保険税の増加につながります。

退職者医療制度の対象者は、次の条件にすべて当てはまる方です。厚生年金や共済年金等の年金証明を受け取ったら、14日以内に住民課国保年金係に届け出てください。

### 〔退職者本人の条件〕

- 多古町国民健康保険に加入している方
- 老人保健\*が適用されていない方
- 厚生年金、共済年金などの年金を受けている方で、加入期間が20年以上、あるいは40歳以降の加入期間が10年以上ある方

### 〔被扶養者の条件〕

- 退職者本人の配偶者
- 退職者本人と同じ世帯で、主はその収入によって生活している3親等以内の方

お問い合わせ ● 住民課国保年金係

☎(76)5405

来年4月から、75歳（一定の障害がある場合は65歳）以上のすべての方が加入することになる『後期高齢者医療制度』。11月号では保険料のあらましについて触れましたが、今月はこの医療保険制度の主な給付内容をお知らせします。

## 給付内容は 老人保健制度と 同じです!!



後期高齢者医療制度では、被保険者のみなさんが病気やけがでお医者さんに掛かったときの医療費など、これまでの老人保健制度と同様の給付が受けられます。

### 病気やけがの治療を受けたとき（療養の給付）

病気やけがでお医者さんに掛かるときは、医療費の1割負担（現役並みの所得の方は3割負担）で受診できます。

### 入院したときの食事代 （入院時食事療養費の支給）

入院したときの食事代のうち、1食分として定められた費用を自己負担すれば、残りは入院時食事療養費として広域連合が負担します。

### 療養病床に入院したときの食事代・居住費 （入院時生活療養費の支給）

療養病床に入院したときは、定められた1食当たりの食費と1日当たりの居住費を自己負担すれば、残りは入院時生活療養費として広域連合が負担します。

### 1カ月に払った自己負担額が高額になったとき （高額医療費の支給）

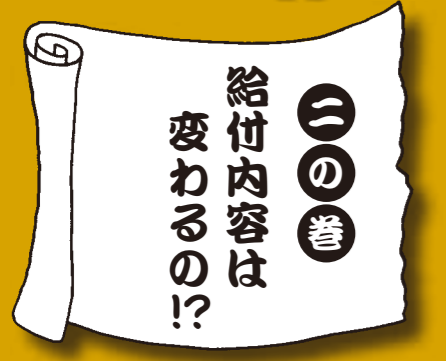
1カ月に払った医療費の自己負担額が一定の限度額を超えた場合は、申請して認められると超えた分が高額医療費として支給されます。  
※介護保険サービスの利用料と医療費の自己負担額の合算が高額になったときは、設定された限度額を超えた分が支給されます。  
（平成20年4月から）

### 被保険者が死亡したとき（葬祭費の支給）

被保険者が死亡したとき、葬儀を行った人に対して葬祭費が支給されます。

●お問い合わせ 住民課国保年金係 ☎(76)5405

# 平成20年4月から 始まり 後期高齢者 医療制度



## あなたの地区へ伺います!! — 出前説明会 —

保険料の一部凍結案が報道されるなど、流動的な部分もある後期高齢者医療制度。広報たこでは、今後もその制度内容をお伝えしていきます。来月号では「保険料の額」をお知らせする予定です。

なお、この制度の詳しい内容の説明や疑問などにお答えする『出前説明会』を行っています。各地区の老人クラブをはじめ、小規模なグループでもお伺いしますので、お気軽に住民課国保年金係までご連絡ください。



- ①給付 金品やサービスの提供。
- ②広域連合 後期高齢者医療制度を運営する保険者。保険料の決定や医療を受けたときの給付などを行う。都道府県単位で設立されている。